

## 資料 5

特定生産緑地の指定予定について

【意見聴取 1 関係】

## 1 特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度とは、指定から 30 年経過を理由とした買取申出が提出できる期日を 10 年延長する制度です。

生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の特定生産緑地に指定をしようとするときは、都市計画審議会の意見を伺わなければならないという規定に基づき、指定の内容を確認いただくとともに、ご意見を伺うものです。

## 2 地区数及び面積

地区数 12 地区

面積 約 1.44 ha

3 内容

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積(ha)		申出基準日	ページ番号
			生産緑地地区 (変更反映後)	新たに特定 生産緑地に 指定する区域		
<b>●西区</b>						
1	さいたま市西区大字指扇字赤羽根地内	指扇 2 9 - 2	約 0.87	約 0.37	2026年12月27日	4
2	さいたま市西区西大宮2丁目地内	西大宮 1 2 - 1	約 0.10	約 0.10	2026年12月27日	5
<b>●見沼区</b>						
3	さいたま市見沼区大和田町2丁目地内	大砂土東 4 5	約 0.15	約 0.07	2026年12月27日	6
<b>●浦和区</b>						
4	さいたま市浦和区木崎2丁目地内	木崎 2 1	約 0.13	約 0.13	2026年12月27日	7
5	さいたま市浦和区木崎2丁目地内	木崎 2 2	約 0.09	約 0.09	2026年12月27日	8
<b>●緑区</b>						
6	さいたま市緑区道祖土4丁目地内	道祖土 1 6 - 2	約 0.26	約 0.03	2026年12月27日	9
7	さいたま市緑区大字中尾字緑島地内	中尾 5 2	約 0.10	約 0.10	2026年12月27日	10
8	さいたま市緑区松木1丁目地内	松木 1 4	約 0.21	約 0.21	2026年12月27日	11
9	さいたま市緑区大字三室字大古里地内	三室 1 2 - 1	約 0.25	約 0.01	2026年12月27日	12
10	さいたま市緑区大字三室字南宿地内	三室 3 2 - 1	約 0.88	約 0.21	2026年12月27日	13
11	さいたま市緑区大字三室字南宿地内	三室 3 5	約 0.77	約 0.01	2026年12月27日	14
12	さいたま市緑区大字三室字南宿地内	三室 6 6	約 0.11	約 0.11	2026年12月27日	15